

業債第 36 号
2021 年 9 月 17 日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

届出印廃止等に伴う記名国債の郵送交付事務の変更点について

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 10 月から、記名者等の印鑑の届出が廃止される記名国債が発行されること等に伴い、本年 10 月 1 日より記名国債の郵送交付事務の一部を変更しますので、ご連絡します。

変更の概要は次のとおりです。

(変更の概要)

1. 国債名称に関わらず、国債証券送付請求書および国債証券類受領書への公印の押なつの不要化。
2. 記名国債の郵送方法として、ゆうパックなどを追加。

なお、本件につきましては、別紙のとおり、厚生労働省を通じて、都道府県および代理受領者（市区町村）に通知しております。

詳細につきましては、別紙をご参照下さい。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ
<TEL> 03-3279-1111
川島（内線：6081）、阿部（内線：6045）

以 上

別紙

(事 務 連 絡)
日 銀 業 第 4 5 5 号
2021 年 9 月 15 日

都道府県・市区町村の特別弔慰金等ご担当 各位

日 本 銀 行 業 務 局

届出印廃止等に伴う記名国債の郵送交付事務の変更点について

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 6 月 14 日付日銀業第 233 号¹により改めてお知らせしましたとおり、代理受領者（市区町村）および交付取扱店（日本銀行本支店および代理店）双方の事務負担軽減の観点から、記名国債の郵送交付を実施させて頂いております。この点に関して、本年 10 月から、記名者等の印鑑の届出が廃止される記名国債が発行されること等に伴い、本年 10 月 1 日より記名国債の郵送交付事務の一部を変更しますので、ご連絡します。

変更の概要は次のとおりです。

(変更の概要)

1. 国債名称に関わらず、国債証券送付請求書および国債証券類受領書への公印の押なつの不要化。
2. 記名国債の郵送方法として、ゆうパックなどを追加。

変更後の記名国債の郵送交付事務の取扱いについては、次頁以降をご確認ください。

- なお、記名者等の印鑑の届出が廃止される記名国債にかかる交付通知書への公印の押なつの不要化もあわせて実施します。
- 本年 9 月 30 日までの取扱いについては、2018 年 6 月 26 日付日銀業第 470 号をご参照ください。

¹ 同通知の本文は参考 1 のとおりです。

1. 留意事項²

(1) 郵送による証券交付

郵送による証券交付の場合には、窓口交付とは一部取扱いが異なりますので、次の点にご留意ください。

①関係書類の交付取扱店への提出時における取扱い

- ・ 代理受領者は、交付通知書、受取人明細表および裁（認）定通知書を、国債証券送付請求書（別紙1）^(注1) および郵便料（証券等を書留郵便（一般書留）やゆうパックなど確実な方法^(注2) で送付するのに必要な郵便料^(注3) をいい、郵便切手^(注4) に限ります。）とともに、交付取扱店に書留郵便（簡易書留）^(注5) で送付してください。

なお、この時点では、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および公職（〇〇市長など）の記載ならびに公印の押なつ^(注6) はしないようお願いします。

（注1）日本銀行ホームページ（業務上の事務連絡—代理店等関連規程—国庫・国債事務関連の書式ファイル集）に書式のファイルを掲載しています。

（注2）記名国債を送付する場合の確実な方法とは、郵便物の現在地等の追跡機能（中継地点の追跡を省略するものを除く。）があり、かつ、郵便物が送付先に手渡しされる方法をいいます。書留郵便（一般書留）以外の方法で証券の送付を希望する場合には、国債証券送付請求書中「書留郵便（一般書留）」の文言を2条線で訂正してください。

（注3）郵便料は、関係省令（国債規則第19条）に基づき、代理受領者の負担となります。

（注4）ただし、交付取扱店が代理店である場合において、同店の上承が得られたときは、郵便切手の送付以外の方法（現金書留による現金の送付等）によることとして差支えありません。

（注5）関係書類の提出は、レターパックプラスで送付することも可能です。なお、レターパックプラスは、記名国債を送付する場合の確実な方法には該当しないため、証券の郵送の際に利用することはできません。

² 以下は、2018年6月26日付日銀業第470号（記名国債の郵送による証券交付の可能化等について）中、1. 以下に関して、今回の変更点を反映したものです。同通知の本文は参考2のとおりです。

(注6) 記名者等の印鑑の届出が廃止される記名国債にかかる交付通知書は、証券交付時であっても領収証欄への公印の押なつは不要です。当該印鑑の届出が廃止されない記名国債にかかる交付通知書については、証券交付時には領収証欄への公印の押なつが必要ですが、この時点では領収証欄への公印の押なつを行わないでください。

- 郵便料は、不足がないようにしてください。不足がある場合、交付取扱店は、原則として、不足分の郵便料を代理受領者に請求します。
なお、郵便料の目安を次のとおり記載しましたので、郵便料を算出する際のご参考としてください^(注)。

(注) この郵便料は、2018年6月時点のものです。

<ご参考>

第十回特別弔慰金国庫債券 100 枚の場合の郵便料^(注)・・・1,450 円

(注) 一般書留で定形外郵便物の規格外 (2 kg以内)

(郵便物の内訳)

郵便物	1枚当たりの重量	枚数	総重量
証券	7.5 g	100 枚	750 g
交付通知書	2.1 g	1 枚	2.1 g
受取人明細表	4.2 g	10 枚	42 g
裁定通知書	4.2 g	100 枚	420 g
国債証券類送付書・受領書	1.5 g	各 1 枚	3 g
証券保存用ポリエチレン袋	6.0 g	100 枚	600 g
合計	—	—	1,817.1 g

②証券交付時における取扱い

- 交付取扱店は、所要の手続を行った後、証券、交付通知書、受取人明細表および裁(認)定通知書を、国債証券類送付書・受領書(別紙2)^(注1)とともに、国債証券送付請求書に記載された書留郵便(一般書留)やゆうパックなどの方法で代理受領者に送付します。
- 代理受領者は、証券等を受領した後、交付通知書の領収証欄に受領年月日および公職(〇〇市長など)の記載ならびに公印の押なつ^(注2)をするとともに、国債証券類受領書に受領年月日の記載をしたうえ、速やかに交付通知書、受取人明細表および国債証券類受領書を交付取扱店に書留郵便(簡易書留)^(注3)で返送してください。交付取扱店では、当月に交付した証券にかかる交付通知書の取まとめ作業を翌月初に行

うため、特に月末近くに交付された場合（国債証券類送付書の日付が月末近くである場合）には、速やかな返送にご協力頂きますようお願いいたします。

（注 1）日本銀行ホームページ（業務上の事務連絡—代理店等関連規程—国庫・国債事務関連の書式ファイル集）に書式のファイルを掲載しています。

（注 2）記名者等の印鑑の届出が廃止されない記名国債にかかる交付通知書の領収証欄のみ。

（注 3）関係書類の提出は、レターパックプラスで送付することも可能です。なお、レターパックプラスは、記名国債を送付する場合の確実な方法には該当しないため、証券の郵送の際に利用することはできません。

（2）事前提出

事前提出を行う場合には、次の点にご留意ください。

- ・ 事前提出に際し、裁（認）定通知書は本書とすることも可能ですが、交付通知書および受取人明細表は写としてください（本書は、証券交付日に提出してください。）。これは、証券交付（受領）が行われる前に、交付通知書の領収証欄に受領年月日の記載等がされた交付通知書の本書を提出することは適切でないためです。
- ・ 郵送により事前提出を行う場合の郵便料は、代理受領者の負担となります。
- ・ 事前提出は、窓口での待ち時間の解消や交付取扱店における証券交付日の事務を平準化するために実務上行うものであり、弊行の規程で定められるものではございません。したがって、事務の実情に照らし合わせて、交付取扱店と十分連携を取りながら取扱って頂きますようお願いいたします。

2. その他

郵送による証券交付が可能となったことを受け、交付取扱店となっている代理店の引受金融機関から代理受領者（市区町村）に対し、例えば、管下のB代理店およびC代理店は存続するものの、事務の効率化・合理化の観点から、交付取扱店をA代理店に集約したいといった要望が寄せられ、実際に集約化にご協力頂いている例もあるところです（下表参照）。

<例>

変更前		変更後	
交付取扱店	代理受領者	交付取扱店	代理受領者
A代理店	〇〇市	A代理店	〇〇市
B代理店	××市		××市
C代理店	△△市		△△市

交付取扱店の変更は、代理受領者たる市区町村の判断で決定されるものであり、弊行や交付取扱店において決められるものではございませんが、対面授受や来店頻度削減に対するニーズの高まりや、貴方および交付取扱店双方の事務負担軽減の観点から、調整をお願いする例が増えていく可能性もございます。こうした要望が寄せられた場合には、可能な範囲でご協力頂けると幸甚です。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ 記名国債担当者
代表：03-3279-1111

国債証券送付請求書の記載例

書式 No. 105
注意 郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国債証券送付請求書

(日付) 3. 10. 19

日本銀行〇〇代理店
御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇1-1
① 住所 地域福祉課援護担当
② 氏名 〇〇市長

※ 届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）について請求する場合および市区町村（代理受領者）が請求する場合には、押印不要です。

(郵便切手等) ⑤ ゆうパック
郵送料として郵便切手×××円添付しますから、下記証券を書留郵便(一般書留)により上記住所に送付して下さい。

国債名称	記号	枚数	額面金額	備考
③ 国債名称等は交付通知書記載のとおり			円	
④ 合計				

- ① 所在地および記名国債証券に関する事務を担当する部署名を記載する。
- ② 公職名を記載する（届出印廃止国庫債券か否かにかかわらず公印の押なつは不要）。
- ③ 国債名称、記号、枚数および額面金額の記載に代えて、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載する。
- ④ 郵送交付にかかる証券の枚数・額面金額（交付通知書が複数ある場合には、それらにかかる証券の枚数・額面金額の合計）を明確化する観点から、代理受領者に対し、合計欄への記載を依頼することとしても差支えありません。
- ⑤ 書留郵便（一般書留）以外の方法により証券の送付を希望する場合には、2条線で訂正する。

国債証券類送付書・受領書の例示

書式 No. 104 備考 無記名国債証券および利賦札を送付するときは、本表は証券および利賦札と同封しないこと。

国債証券類送付書 (日付) 3.10.28

仕出 日本銀行〇〇代理店

あて先 〇〇市長 殿

御中

同封の国債証券類受領書に受領日付を記載するとともに、交付通知書に受領日付および公職名を記載し、公印を押なつ(届出印廃止国庫債券(氏名等届出書が発行されたもの)にかかる交付通知書を除く。)のうえ、同受領書、交付通知書および受取人明細表をご返送下さい。

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり		円券			円
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 枚括
添付書類

書式 No. 104

国債証券類受領書

あて先 日本銀行〇〇代理店 (送付書) 3.10.28
(日付) ← ①

仕出 〇〇市長 御中

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり		円券			円
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 枚括
添付書類

① 受領日付を記載する。

(参考1)

(事 務 連 絡)
日 銀 業 第 2 3 3 号
2 0 2 1 年 6 月 1 4 日

都道府県の特別弔慰金等ご担当 各位

日 本 銀 行 業 務 局

記名国債証券交付事務の郵送化にかかるご協力のお願い

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、記名国債の証券交付は、2018年10月より、代理受領者（市区町村）および交付取扱店（日本銀行本支店および代理店）双方の事務負担軽減の観点から、郵送による取扱いを可能としています。

日本銀行では、新型コロナウイルス感染症を巡る状況や政府における書類の対面授受の見直しを踏まえ、対面授受や来店頻度の削減を進めていますが、記名国債の証券交付を担う交付取扱店においても、こうしたニーズが高まっています。

記名国債の証券交付については、既に多くの代理受領者において、郵送化にご協力いただいているところではありますが、こうした状況をご理解いただき、交付取扱店から貴方に対し、証券交付の郵送化にかかる要望が寄せられた場合には、郵送への切替えにご協力いただけますと幸甚です。

また、貴方において、既に郵送への切替えを計画されている場合には、交付取扱店に対し、その旨ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

—— 記名国債証券交付事務の郵送化の具体的な取扱いについては、(別添)^(編注)をご確認ください。

(編注) 参考2が該当の文書です。

本件についてご不明な点等ございましたら、遠慮なく次の照会先までご連絡ください。

以 上

(以下略)

(参考2)

(事 務 連 絡)
日 銀 業 第 4 7 0 号
2018 年 6 月 26 日

都道府県の特別弔慰金等ご担当 各位

日 本 銀 行 業 務 局

記名国債の郵送による証券交付の可能化等について

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、記名国債の証券交付は、原則として交付取扱店での窓口交付のみの取扱いとなっておりますが、今般、代理受領者および交付取扱店双方の事務負担軽減の観点から、関係官庁と協議の結果、郵送による証券交付の取扱いも可能とする^(注1) こととしましたので、郵送による証券交付についての留意事項をご連絡します。

(注1) 引続き窓口交付とすることも可能です。郵送による証券交付を希望する場合には、予め交付取扱店の了承を得てください。

また、代理受領者が、証券交付の際に交付取扱店に提出する交付通知書の写等を証券交付日前に提出する取扱い（以下「事前提出」といいます。）^(注2) も可能とします^(注3) ので、併せてご連絡します。

(注2) 実務上の運用として、証券交付枚数が多い場合には、代理受領者が、証券交付日の午前中に交付取扱店に来店して、交付通知書、受取人明細表および裁（認）定通知書を提出した後、一旦帰り（この間、交付取扱店において提出書類の確認や証券交付の準備作業を実施）、午後に再来店して、証券の交付を受けるといった取扱いが行われていると聞いております。足許、交付取扱店となっている代理店の一部で統廃合が行われていますが、交付取扱店が遠方となった場合に、当該取扱いが困難となりうることを踏まえて、こうした事前提出を可能とするものです。

(注3) 交付取扱店に対し郵送により事前提出を行うことも、直接窓口事前提出を行うことも可能です。いずれの方法による場合にも、予め交付取扱店の了承を得てください。

(1. 以下略)